

◎新潟県選挙管理委員会告示第52号

平成30年6月10日執行の新潟県知事選挙における当選の効力に関し、東京都調布市入間町2-29-22平原行人、東京都国分寺市東元町4丁目3-10笠原一郎、東京都立川市柴崎町2-10-18伊藤国治、横浜市港北区新吉田東6-42-16堀川清美、大阪府堺市東区菩提町1-173-8山根亜希子、新潟県新発田市豊町2-16-14犬井豊及び福島県郡山市久留米6-151-11森園和重から提起された異議の申出に対し、平成30年8月8日次のとおり決定した。

平成30年8月24日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

決 定 書

異議申出人	東京都調布市入間町2-29-22 平原 行人
同	東京都国分寺市東元町4丁目3-10 笠原 一郎
同	東京都立川市柴崎町2-10-18 伊藤 国治
同	横浜市港北区新吉田東6-42-16 堀川 清美
同	大阪府堺市東区菩提町1-173-8 山根 亜希子
同	新潟県新発田市豊町2-16-14 犬井 豊
同	福島県郡山市久留米6-151-11 森園 和重

上記異議申出人（以下「申出人ら」という。）のうち、平原行人、笠原一郎、伊藤国治、堀川清美、山根亜希子、森園和重（以下「申出人平原行人ほか5名」という。）及び犬井豊（以下「申出人犬井豊」という。）から平成30年6月25日に提起された平成30年6月10日執行の新潟県知事選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する異議の申出（以下「本件異議の申出」という。）について、新潟県選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

主 文

- 1 申出人平原行人ほか5名による本件異議の申出を却下する。
- 2 申出人犬井豊による本件異議の申出を棄却する。

異議申出の要旨及び理由

1 異議申出の要旨

申出人らは、次の異議申出の理由により、本件選挙における当選人の当選を無効とする旨の決定を求めるものである。

2 異議申出の理由

異議申出の理由を要約すれば、次のとおりである。

(1) 新潟県民以外にも異議申出の資格が認められるべきである。

(2) 新潟市選挙管理委員会（以下「新潟市選管」という。）において、「500票バーコードシステム」による票の集計に誤作動及び不正の疑いなどがあり、特に22時30分以降のバーコード票の異常値が認められる。したがって、新潟市選管の22時30分以降のバーコード集計の異常値を再開票して精査するだけでも一位と二位の差が逆転して当選順位の異動が生じるおそれがある。

- (3) 期日前投票所において、投票箱の中身がすり替えられている疑いがある。
- (4) その他、本件選挙以外の選挙訴訟事案等により本件選挙が信頼のないものとなっているなど。

決定の理由

第1 主文1について

- 1 公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）第206条第1項に定める地方公共団体の議会の議員又は長の当選の効力に関する異議の申出は、「その当選の効力に関し不服がある選挙人又は公職の候補者」が提起することができることとされているが、その趣旨は、「選挙が選挙区ごとに行われるものであることに鑑み、その選挙区の選挙に参加し得る権利を有する者にその結果の違法を主張する途を与え、もって選挙に関する法規の適用の客観的適正を期している法意であると解するのが相当である」（最高裁判所昭和39年2月26日判決）とされている。
- 2 申出人平原行人ほか5名は、新潟県民以外にも異議申出の資格が認められるべきである旨主張するが、当委員会の調査の結果、申出人平原行人ほか5名は本件選挙の選挙人であった者は1人も認められず、また、いずれも本件選挙に係る公職の候補者ではないため、公選法第206条第1項の規定に該当しないのは明らかであり、申出人平原行人ほか5名による本件異議の申出は不適法である。
よって、当委員会は主文1のとおり決定する。

第2 主文2について

当委員会は、申出人犬井豊による本件異議の申出は形式的要件を備えた適法なものと認め、これを受理し、慎重かつ厳正に審理した。その結果は以下のとおりである。

- 1 当選の効力に関する争訟においては、「その（当選無効）原因となり得べき違法事由には、当該当選人決定についての違法即ち、当選人を決定した機関の構成や決定手続の違法、各候補者の有効得票数の算定の違法、当選人となり得る資格の有無の認定に関する違法等のみがこれに当たるものと解するのが相当である」（名古屋高等裁判所平成4年12月17日判決）とされている。
- 2 以上の観点から、申出人犬井豊が主張する申出理由が、当選無効の原因となり得べき違法事由に該当するか否かについて判断する。
 - (1) 異議申出の理由(2)について
申出人犬井豊は、新潟市選管において、「500票バーコードシステム」による票の集計に誤作動及び不正の疑いなどがあり、特に22時30分以降のバーコード票の異常値が認められる旨を主張するが、申出人犬井豊から証拠書類等として提出された資料の内容も、申出人犬井豊の主張を裏付けるだけの具体性や客観性を有するものとは認められず、申出人犬井豊の主張は採用することができない。
 - (2) 異議申出の理由(3)について
申出人犬井豊は、期日前投票所において、投票箱の中身がすり替えられている疑いがある旨を主張するが、実際にどのように不正が行われたのかということについて、具体的な事実に基づく主張が認められず、申出人犬井豊の主張は採用することができない。
 - (3) 異議申出の理由(4)について
申出人犬井豊は、本件選挙以外の選挙訴訟事案等により本件選挙が信頼のないものとなっているなどと主張するが、県内のいずれの開票所等において、実際にどのような不正等が行われたのかということについて、具体的な事実に基づく主張が認められず、申出人犬井豊の主張は採用することができない。

以上のとおり、本件選挙における当選の効力に関する申出人犬井豊の主張にはいずれも理由はなく、当委員会は主文2のとおり決定する。

平成30年8月8日

新潟県選挙管理委員会
委員長 長津 光三郎

教示

公職選挙法第207条の規定により、この決定に不服があるときは、当委員会を被告として、この決定書の交付を

受けた日又は同法第215条の規定による告示の日から30日以内に、東京高等裁判所に訴訟を提起することができる。